

令和6年12月2日以降の保険証等に係る取扱いについて

健康保険法の改正により令和6年12月2日から、加入者が医療機関を受診する際は原則マイナ保険証を利用いただくこととなります。

現行の保険証は経過措置により令和7年12月1日まで使用できますが、新規発行や再交付はできなくなります。

今後の取扱い等については、次のとおりとなりますのでご連絡します。

■保険証等について

(1)保険証の取扱い

保険証は令和6年11月29日（金）まで交付しますが、12月2日以降は交付できません。このため、資格取得日が令和6年12月1日以前であっても、郵便遅延や届書の記載事項の不備、添付書類の不足等により交付日が12月2日以降となる場合は、次の「(2)「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の交付について」の取扱いとなります。

なお、現行の保険証をお持ちの方が、マイナ保険証（健康保険証利用登録をされたマイナナンバーカード）を保有していない場合には、令和7年11月末を目途に本人の申請の有無にかかわらず「資格確認書」を交付します。

(2)「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の交付について

①「資格情報のお知らせ」

交付日が令和6年12月2日以降となる新規加入者については、原則「資格情報のお知らせ」を交付します。「資格情報のお知らせ」は、加入者の資格情報を簡易に確認できるもので、健康保険組合への保険給付の申請や、保健事業の申し込み等の際に必要な被保険者の記号・番号を確認できます。

また、医療機関でマイナ保険証が利用できない場合に、医療機関からの求めに応じマイナナンバーカードと「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで保険診療が受けられますので、大切に保管してください。

《注意事項》

「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関を受診できません。

②「資格確認書」

交付日が令和6年12月2日以降となる新規加入者のうち、マイナ保険証を保有していない新規加入者には申請により有効期限が令和7年11月30日（※1）の「資格確認書」を交付します。これは、保険証に替わり医療機関の受診時に使用いただくものです。

（※1）75歳到達日又は任意継続被保険者の満了日が令和7年11月30日より早い場合はその日付となります。

③届出後の流れ

マイナ保険証が利用可能になるまでの目安

健康保険組合で届出受領後、**おおよそ 4～5 営業日**（マイナンバーカードの保険証登録済みの場合）

資格確認書が交付されるまでの目安

健康保険組合で届出受領後、**おおよそ 6～7 営業日**

※上記スケジュールは、届出書類の不備や審査状況、政府管轄のネットワークシステムの状況により日数は変動します。

④紛失等による再交付発行料

資格確認書の再発行料（1,000 円/枚）

郵送料 500 円

⑤その他

令和 6 年 11 月 29 日までに保険証を交付された加入者で、10 月に実施した「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」の一斉送付後に加入した方には、1 月までに「資格情報のお知らせ」を交付いたします。